

# 国民年金

## 保険料の納付に困ったら

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけではなく、障害や死亡といった不慮の事態が発生した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

納付が困難な方は、免除や猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

### ▷ 免除・猶予制度

#### 保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者の方が、収入が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な時に、申請により保険料の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても、災害や失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

#### 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、保険料の納付が10年間猶予されます。

#### 学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が118万円以下であれば、在学期間中の保険料の納付が10年間猶予されます。

若年者納付猶予、学生納付特例は保険料の免除ではありません。この期間の保険料を猶予期間内に納付しなければ、年金額に反映されませんのでご注意ください。

### ▷ 各制度の申請期間

#### 【保険料免除制度・若年者納付猶予制度】

- ◆平成22年7月から平成23年6月までの保険料 ⇨ 平成23年8月1日まで
- ◆平成23年7月から平成24年6月までの保険料 ⇨ 平成24年7月31日まで

#### 【学生納付特例制度】

- ◆平成23年4月から平成24年3月までの保険料 ⇨ 平成24年5月1日まで

### ▷ 所得審査について

免除、猶予を受けるためには、所得審査の対象者の前年所得が、所得基準額以下でなければなりません。所得基準額は、世帯状況などによって変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

#### ▶ 退職(失業)による特例免除制度

所得審査の対象者の中で、退職(失業)した方がいる場合、その退職(失業)した方の所得を除いて審査を行います。

免除、猶予の申請には、年金手帳、印鑑が必要です。その他にも、離職票や所得証明などの書類が必要になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



問合せ先 市民サービス課年金係  
岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 22局 5804